

平成25年12月17日

各位

会 社 名 株式会社トータル・メディカルサービス  
代 表 者 代表取締役社長 大野 繁 樹  
(コード番号：3163 JASDAQ・福証)  
問 合 せ 先 取締役総務部長 小倉 賢 一  
(TEL 092-962-9200)

### 定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式（下記Ⅰ． 1．（1）②において定義します。）の取得について、平成26年1月21日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを決議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更について、本臨時株主総会と同日開催予定の当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### Ⅰ． 当社完全子会社化のための定款一部変更

##### 1． 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件－1」）

###### （1） 変更の理由

平成25年11月20日付当社プレスリリース「株式会社ファーマホールディングによる当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社、親会社以外の支配株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、株式会社ファーマホールディング（以下「ファーマホールディング」といいます。）は、平成25年9月30日から当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、本公開買付けは、平成25年11月19日に終了しております。本公開買付けの結果、平成25年11月26日（本公開買付けの決済日）をもって、ファーマホールディングは当社普通株式1,470,252株（株券等所有割合98.96%（小数点以下第三位を四捨五入。以下同じです。））を保有するに至っております。

平成25年9月27日付当社プレスリリース「株式会社ファーマホールディングによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」（以下「平成25年9月27日付当社プレスリリース」といいます。）においてご報告申し上げておりますとおり、本年7月下旬頃から、ファーマホールディング

と当社の代表取締役社長であり、当時の筆頭株主であった大野繁樹氏との間で同氏の有する当社普通株式の譲渡に関する協議が開始され、その後、当社とファーマホールディングとの間で、本公開買付け及び当社をファーマホールディングの完全子会社とするための手続（以下総称して「本取引」といいます。）について協議・交渉を続けて参りました。その結果、当社は、調剤薬局市場を取り巻く業界環境が大きな転換期を迎えている現状においては、本取引を通じてファーマホールディングの完全子会社となることにより、調剤薬局事業につき同社、同社の親会社である株式会社メディカルシステムネットワーク及びこれらの関連会社が有する経営資源やノウハウを、当社においても有効に活用することができ、シナジー効果が十全に発揮されることによって、当社単独で企業努力を重ねる以上に、当社の企業価値の向上が果たせるものと判断いたしました。

以上の理由により、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において株主の皆様にご承認いただくことを条件として、ファーマホールディングの完全子会社となるために、以下の①から③の手続き（以下総称して「本完全子会社化手続」といいます。）を実施することといたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、定款変更案第6条の2に定める内容のA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社を種類株式発行会社（会社法第2条13号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設します（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を16,860分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けます。
- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式（当社が保有する自己株式を除きます。）の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式1株につきA種種類株式を16,860分の1株の割合をもって交付いたします。なお、ファーマホールディング以外の各株主の皆様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

当社は、株主の皆様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって

得られた代金をその端数に応じて各株主の皆様へ交付いたします。

かかる売却手続きに関し、当社は会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て A 種種類株式をファームホールディングに売却することを予定しております。この場合の A 種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に 3,200 円（本公開買付けにおける 1 株当たりの公開買付け価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）と同額）を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様に対して交付される価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

「定款一部変更の件－1」は、本完全子会社化手続のうち上記①を実施するものです。会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第 171 条第 1 項、第 108 条第 1 項第 7 号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、A 種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。

## (2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。なお、「定款一部変更の件－1」に係る定款変更は、「定款一部変更の件－1」に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認決議された時点でその効力が生じるものといたします。

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現行定款	定款変更案
第 2 章 株式  (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 3, 2 0 0, 0 0 0 株とする。	第 2 章 株式  (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 3, 2 0 0, 0 0 0 株とし、 <u>発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式は</u> <u>1, 6 0 0, 0 0 0 株、第 6 条の 2 に定める内容の株式（以下「A 種種類株式」という）は 1, 6 0 0, 0 0 0 株とする。</u>

<p>(新設)</p>	<p><u>(A種種類株式)</u></p> <p><u>第6条の2</u> 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。</p> <p><u>②</u> A種株主又はA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A種株主又はA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</p>
<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>第3章 株主総会</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の<u>普通株式</u>の単元株式数は、100株とし、<u>A種種類株式</u>の単元株式数は1株とする。</p> <p>第3章 株主総会</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(種類株主総会)</u></p> <p><u>第17条の2</u> 第14条、第16条及び第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p><u>②</u> 第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p><u>③</u> 第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>

## 2. 全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件－2」）

### （1）変更の理由

「定款一部変更の件－2」は、「定款一部変更の件－1」でご説明申し上げました本完全子会社化手続のうち②を実施するものであり、「定款一部変更の件－1」による変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とする旨の定款の定めを新設するものです。また、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、「定款一部変更の件－1」における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を16,860分の1株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。

かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、上記のとおり、ファーマホールディング以外の各株主の皆様に対して交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

### （2）変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。なお、「定款一部変更の件－2」に係る定款変更は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件－1」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において「定款一部変更の件－2」と同内容の「全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件」の議案が原案どおり承認可決されることを条件として、平成26年2月28日をもって、その効力が生じるものといたします。

「定款一部変更の件－1」 に係る変更後の定款	定款変更案
(新設)	<u>(全部取得条項)</u> <u>第6条の3 当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につき、A種種類株式を16,860分の1株の割合をもって交付する。</u>

## II. 全部取得条項付普通株式の取得の件

### 1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案は、「定款一部変更の件－1」においてご説明申し上げました本完全子会社化手続のうち③を実施するものであり、会社法第171条第1項並びに「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」による変更後の当社の定款の規定に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式（当社が保有する自己株式を除きます。）の全部を取得し、当該取得と引換えに、「定款一部変更の件－1」における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を交付するものです。

上記取得が承認された場合、取得対価として、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式16,860分の1株の割合をもって交付するものとします。当該交付がなされるA種種類株式の数は、上記のとおり、ファーマホールディング以外の各株主の皆様に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように設定されております。

かかる株主の皆様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主の皆様へ交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をファーマホールディングに売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に3,200円（本公開買付価格と同額）を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様に対して交付される価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

### 2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

#### (1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条第1項並びに「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」による変更後の当社の定款に基づき、下記(2)において定める取得日において別途定める基準日（取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主（当社を除きます。）の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式16,860分の1株の割合をもって交付いたします。

(2) 取得日

平成 26 年 2 月 28 日

(3) その他

「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において「定款一部変更の件－2」と同内容の「全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件」の議案が原案どおり承認可決されること、並びに「定款一部変更の件－2」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、平成 26 年 2 月 28 日にその効力が生じるものといたします。

なお、その他の必要事項につきましては、当社取締役会にご一任いただきたいと存じます。

3. 上場廃止の予定

当社普通株式は、現在、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）ジャスダックスタンダード市場（以下「ジャスダック市場」といいます。）及び証券会員制法人福岡証券取引所（以下「福証」といいます。）に上場されておりますが、本臨時株主総会において「定款一部変更の件－1」、「定款一部変更の件－2」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が原案どおり承認可決され、本種類株主総会において「定款一部変更の件－2」と同内容の「全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件」の議案が原案どおり承認可決された場合には、当社普通株式は、東証及び福証の上場廃止基準に該当することになりますので、平成 26 年 1 月 21 日から平成 26 年 2 月 24 日まで整理銘柄に指定された後、平成 26 年 2 月 25 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東証ジャスダック市場及び福証において取引することはできません。

Ⅲ. 本非公開化手続の日程の概要（予定）

本非公開化手続の日程の概要（予定）は次のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会の基準日設定公告	平成 25 年 11 月 28 日（木）
本臨時株主総会及び本種類株主総会基準日	平成 25 年 12 月 12 日（木）
本臨時株主総会及び本種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成 25 年 12 月 17 日（火）
本臨時株主総会及び本種類株主総会開催日	平成 26 年 1 月 21 日（火）
種類株式発行に係る定款一部変更（「定款一部変更の件－1」）の効力発生日	平成 26 年 1 月 21 日（火）
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成 26 年 1 月 21 日（火）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付に係る基準日設定公告	平成 26 年 1 月 22 日（水）

当社普通株式の売買最終日	平成 26 年 2 月 24 日 (月)
当社普通株式の上場廃止日	平成 26 年 2 月 25 日 (火)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日	平成 26 年 2 月 27 日 (木)
全部取得条項の付加に係る定款一部変更 (「定款一部変更の件－2」) の効力発生日	平成 26 年 2 月 28 日 (金)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付の効力発生日	平成 26 年 2 月 28 日 (金)

#### IV. 支配株主との取引等に関する事項

ファーマホールディングは、当社の議決権の 98.96%を所有することから、上記Ⅱ「全部取得条項付普通株式の取得の件」に記載の全部取得条項付普通株式の取得 (以下「本件取得」といいます。)は、支配株主との取引等に該当します。

当社は、平成 25 年 7 月 1 日付けコーポレートガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として「当社と支配株主との取引につきましては、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本とし、取引内容及び条件の妥当性等について取締役会において審議を行い、少数株主の利益を害することのないように対処するとともに適切に対応」する旨を定めています。

上記「Ⅱ. 1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由」に記載のとおり、A種種類株式をファーマホールディングに売却することによって得られた金銭をその端数に応じて各株主の皆様へ交付する際に、各株主の皆様へ交付される金銭の額について、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に本公開買付価格と同額である 3,200 円を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様に対して交付されるようにすることを予定しております (ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。)

また、平成 25 年 9 月 27 日付当社プレスリリースの「3. (3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社が、本公開買付けに関する意見を表明するにあたっては、当社及びファーマホールディングがそれぞれ、独立した第三者から株式価値算定書を取得する等、本公開買付けを含む本取引に係る意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確立するための措置を講じております。その一環として、当社は、支配株主であるファーマホールディングとの間に利害関係のない当社社外監査役である (東証及び福証に独立役員として届出している) 山崎義孝氏及び高木基成氏から、本件取得を含む本取引について、「(a)本取引は当社の企業価値向上に資するものであり、(b)本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、また、(c)本公開買付価格を含む、本取引により当社の少数株主に交付される対価は妥当であり、(d)上記(a)ないし(c)を前提にすると、本取引は当社の少数株主にとって不利益ではない」との意見書を取得しています。



加えて、当社は、本件取得を含む本取引の手續に関し、当社取締役会決議の方法その他の利益相反を回避するための措置については、当社のリーガル・アドバイザーである隼あすか法律事務所の法的助言を受けています。

以上をふまえ、当社取締役会は、本件取得を含む本取引は少数株主にとって不利益なものではないと判断しており、上記「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に従い、少数株主の利益を害することのないよう適切な対応を行っているものと考えております。

以上